

【資料第1号】
子ども家庭部子育て支援課

**文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容**

1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第42号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第14条（虐待等の禁止）

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(2) 第19条第2項（入所者及び職員の健康診断）

乳幼児健康診査の内容が、入所した乳幼児に対する健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、児童福祉施設は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるこことする。

(3) 第33条第1項等（職員の任用要件）

乳児院や母子生活支援施設等の職員に係る任用要件に、「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加する。

(4) 第99条及び第100条（児童自立支援専門員の資格・児童生活支援員の資格）

児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に、「精神保健福祉士の資格を有する者」を追加する。

(5) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正案	現行
第一章 総則	第一章 総則
第一条から第十三条まで (略) (虐待等の禁止)	第一条から第十三条まで (略) (虐待等の禁止)
第十四条 児童福祉施設の職員は、 入所中の児童に対し、法第三十三条 の十第一項各号に掲げる行為そ の他当該児童の心身に有害な影響 を与える行為をしてはならない。	第十四条 児童福祉施設の職員は、 入所中の児童に対し、法第三十三 条の十_____各号に掲げる行為そ の他当該児童の心身に有害な影響 を与える行為をしてはならない。
第十五条から第十八条まで (略) (入所者及び職員の健康診断)	第十五条から第十八条まで (略) (入所者及び職員の健康診断)
第十九条 (略)	第十九条 (略)
2 児童福祉施設の長は、前項の規	2 児童福祉施設の長は、前項の規

定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

(略)	(略)
児童が通学する学校における健康診断	(略)
乳児又は幼児（以下「乳幼児」といふ。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断

第二十条から第二十四条まで (略)

第二章 助産施設

第二十五条から第二十八条まで

(略)

第三章 乳児院

(設備の基準)

第二十九条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

第一号から第三号まで (略)

第三十条 (略)

(職員)

定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断

が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(略)	(略)
児童が通学する学校における健康診断	(略)
(項を加える)	(項を加える)

第二十条から第二十四条まで (略)

第二章 助産施設

第二十五条から第二十八条まで

(略)

第三章 乳児院

(設備の基準)

第二十九条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

第一号から第三号まで (略)

第三十条 (略)

(職員)

<p>第三十一条 (略)</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>乳児院</u>において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならぬ。</p> <p>第三項から第七項まで (略)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>第一号、第二号 (略)</p> <p><u>二の二 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「ことども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者</u></p> <p>第三号、第四号 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十四条から第三十八条まで (略)</p> <p>第四章 母子生活支援施設</p> <p>第三十九条から四十条まで (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>第一号、第二号 (略)</p> <p><u>二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>第三号、第四号 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>第一号から第四号まで (略)</p> <p><u>四の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>第五号 (略)</p> <p>第四十三条から第四十七条まで (略)</p> <p>第五章 保育所</p>	<p>第三十一条 (略)</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、<u>乳児院</u>において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>第三項から第七項まで (略)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>第一号、第二号 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第三号、第四号 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十四条から第三十八条まで (略)</p> <p>第四章 母子生活支援施設</p> <p>第三十九条から四十条まで (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>第一号、第二号 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第三号、第四号 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>第一号から第四号まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第五号 (略)</p> <p>第四十三条から第四十七条まで (略)</p> <p>第五章 保育所</p>
---	--

<p>第四十八条から第五十四条まで (略)</p> <p>第六章 児童厚生施設</p> <p>第五十五条から第五十八条まで (略)</p> <p>第七章 児童養護施設</p> <p>第五十九条 (略) (職員)</p> <p>第六十条 (略)</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>児童養護施設</u>において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>第三項から第七項まで (略) (児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>第一号、第二号 (略)</p> <p><u>二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>第三号、第四号 (略)</p> <p>2 (略) (児童指導員の資格)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>第一号から第三号まで (略)</p> <p><u>三の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>第四号から第十号まで (略)</p> <p>第六十三条から第六十八条まで (略)</p> <p>第八章 福祉型障害児入所施設</p> <p>第六十九条から第七十七条まで (略)</p> <p>第九章 医療型障害児入所施設</p> <p>第七十八条から第八十二条まで (略)</p> <p>第十章 児童発達支援センター</p> <p>第八十三条から第八十七条まで</p>	<p>第四十八条から第五十四条まで (略)</p> <p>第六章 児童厚生施設</p> <p>第五十五条から第五十八条まで (略)</p> <p>第七章 児童養護施設</p> <p>第五十九条 (略) (職員)</p> <p>第六十条 (略)</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格</u>を有する者、<u>児童養護施設</u>において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>第三項から第七項まで (略) (児童養護施設の長の資格等)</p> <p>第六十一条 (略)</p> <p>第一号、第二号 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第三号、第四号 (略)</p> <p>2 (略) (児童指導員の資格)</p> <p>第六十二条 (略)</p> <p>第一号から第三号まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第四号から第十号まで (略)</p> <p>第六十三条から第六十八条まで (略)</p> <p>第八章 福祉型障害児入所施設</p> <p>第六十九条から第七十七条まで (略)</p> <p>第九章 医療型障害児入所施設</p> <p>第七十八条から第八十二条まで (略)</p> <p>第十章 児童発達支援センター</p> <p>第八十三条から第八十七条まで</p>
--	--

(略)	(略)
第十一章 児童心理治療施設	第十一章 児童心理治療施設
第八十八条 (略)	第八十八条 (略)
（職員）	（職員）
第八十九条	第八十九条
第一項から第三項まで (略)	第一項から第三項まで (略)
4 家庭支援専門相談員は、 <u>児童心理治療施設</u> において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	4 家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格</u> を有する者、 <u>児童心理治療施設</u> において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
第五項、第六項 (略)	第五項、第六項 (略)
（児童心理治療施設の長の資格等）	（児童心理治療施設の長の資格等）
第九十条 (略)	第九十条 (略)
第一号、第二号 (略)	第一号、第二号 (略)
<u>二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u>	<u>新設</u>
第三号、第四号 (略)	第三号、第四号 (略)
2 (略)	2 (略)
第九十一条から第九十五条まで (略)	第九十一条から第九十五条まで (略)
第十二章 児童自立支援施設	第十二章 児童自立支援施設
第九十六条 (略)	第九十六条 (略)
（職員）	（職員）
第九十七条 (略)	第九十七条 (略)
2 家庭支援専門相談員は、 <u>児童自立支援施設</u> において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	2 家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格</u> を有する者、 <u>児童自立支援施設</u> において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
第三項から第六項まで (略)	第三項から第六項まで (略)
（児童自立支援施設の長の資格等）	（児童自立支援施設の長の資格等）
第九十八条 (略)	第九十八条 (略)
第一号、第二号 (略)	第一号、第二号 (略)
<u>二の二 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u>	<u>新設</u>

<p>第三号、第四号（略）</p> <p>2（略） (児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第九十九条（略） 第一号、第二号（略）</p> <p><u>二の二 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>第三号から第八号まで（略） (児童生活支援員の資格)</p> <p>第一百条（略） 第一号、第二号（略）</p> <p><u>二の二 精神保健福祉士の資格を有する者</u></p> <p><u>二の三 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>第三号（略）</p> <p>第一百一条から第百六条まで（略）</p> <p>第十三章 児童家庭支援センター</p> <p>第百七条から第百九条まで（略）</p> <p>第十四章 里親支援センター</p> <p>第一百十条（略） (職員)</p> <p>第一百十一条（略）</p> <p>2（略） 第一号（略）</p> <p>二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若</p>	<p>第三号、第四号（略）</p> <p>2（略） (児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第九十九条（略） 第一号、第二号（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第三号から第八号まで（略） (児童生活支援員の資格)</p> <p>第一百条（略） 第一号、第二号（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第三号（略）</p> <p>第一百一条から第百六条まで（略）</p> <p>第十三章 児童家庭支援センター</p> <p>第百七条から第百九条まで（略）</p> <p>第十四章 里親支援センター</p> <p>第一百十条（略） (職員)</p> <p>第一百十一条（略）</p> <p>2（略） 第一号（略）</p> <p>二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若</p>
---	---

<p>しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワーカーの視点を有するもの</p> <p>第三号 (略)</p> <p>第三項、第四項 (略)</p> <p>第百十二条から第百十五条まで (略)</p> <p>第十五章 雜則</p> <p>第百十六条 (略)</p> <p>付則1から12まで (略)</p> <p>13 前二項の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録を受けた者をいい、付則第五項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二項の規定の適用がないとした場合の第五十条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。</p>	<p>しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワーカーの視点を有するもの</p> <p>第三号 (略)</p> <p>第三項、第四項 (略)</p> <p>第百十二条から第百十五条まで (略)</p> <p>第十五章 雜則</p> <p>第百十六条 (略)</p> <p>付則1から12まで (略)</p> <p>13 前二項の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、付則第五項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二項の規定の適用がないとした場合の第五十条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならぬ。</p>
---	---